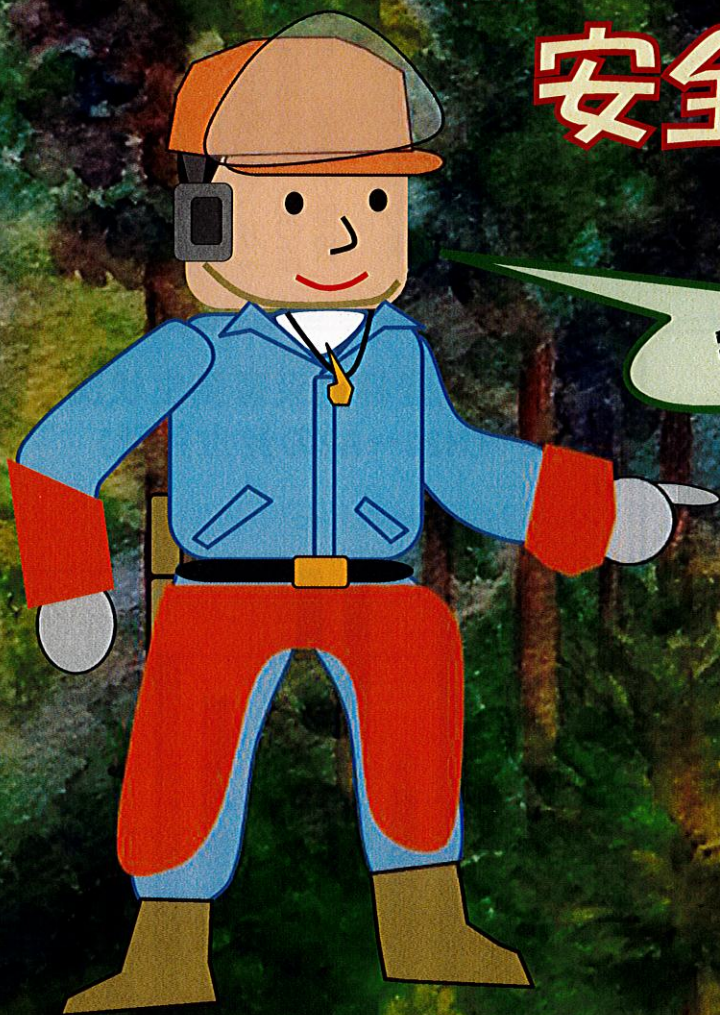


令和3年 奥能登林業労働災害防止 取組強化月間

合図！ 退避！
基礎しっかりで
安全しっかり！



ヨシ！

今年も
取組強化月間
始めました！

令和3年 3月15日(月) ~ 4月14日(水)

特別重点期間: 3月22日(月) ~ 4月4日(日)



主唱：穴水労働基準監督署

後援：林業・木材製造業労働災害防止協会 石川県支部 穴水分会



奥能登で林業に従事される皆様へ

奥能登の林業現場における労働災害の発生件数は、近年は横ばいの状況が続いていましたが、令和二年は、三件（前年比四三％）と前年から大幅に減少し、九年ぶりに統計上最小の発生件数となりました。

しかしながら、林業については、災害が起こる頻度や、万一災害が起きたとき作業者が受ける負傷の重篤度が、他の産業に比べて高いといった特徴があることから、一層の労働災害防止の徹底が求められているところです。

一方、過去十年間の災害発生状況を見ますと、災害の累計では、チェーンソー作業中の「切れ・すれ」災害や伐木作業中に、伐木の下敷きになったり、伐った木が跳ねて当たったり等の災害が多く発生しており、発生時期では三月から六月にかけて労働災害が最も多く発生し、特に三月及び四月のみで災害全体の約四割を占めています。

また、石川県内の林業現場では、過去十年の間に、労災事故で三人の尊い命が失われておりますが、そのすべてが奥能登地区で発生し、このうち二人は、三月下旬及び四月上旬に発生しています。

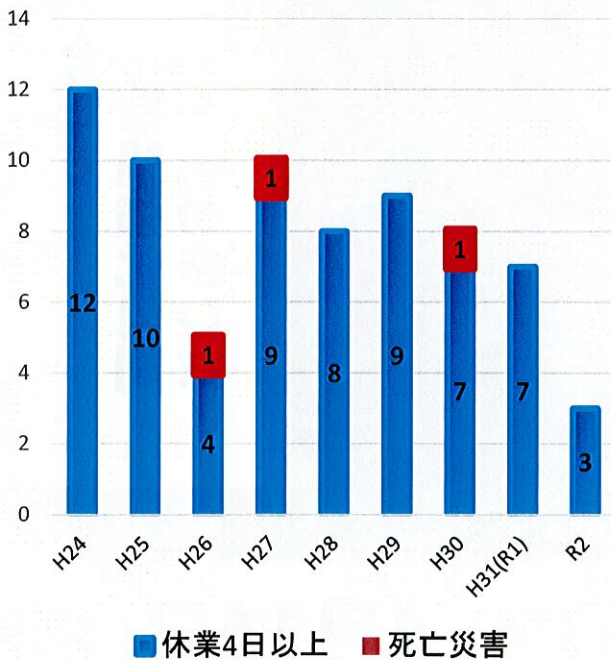
このような状況を踏まえ、当署では、本年も三月十五日から四月十四日までの一か月間を、「奥能登林業労働災害防止取組強化月間」と位置づけ、中でも重大災害の発生率が高い三月二十二日から四月四日を「特別重点期間」として、林業に従事する皆様への注意喚起をはじめ、事業者等による自主パトロールの実施促進などに集中的に取り組むこととしております。

皆様方には、これからの一か月が重大災害の発生率が極めて高い時期であることを意識していただき、労使協力のもと重点的に災害防止活動に取り組んでいただくことで、安全最優先の意識をさらに定着させていただきますようお願いいたします。

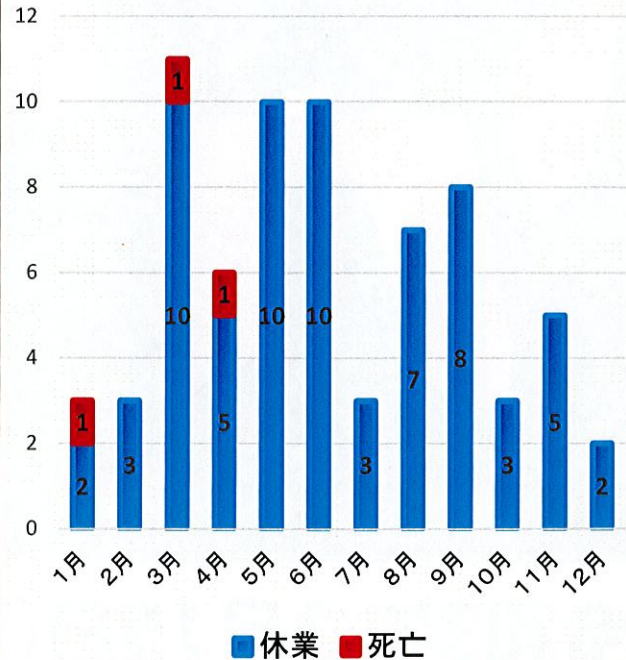
令和三年三月十五日

穴水労働基準監督署長 宮田 玄彦

奥能登林業災害発生状況 (発生年別)



奥能登林業災害発生状況 (H24～R2の発生月別)



管内状況

奥能登地域での林業における災害発生件数は平成27年から平成31年までほぼ横ばいで推移していましたが、昨年は大幅に減少しました。しかし、奥能登地域では3月～4月に死亡災害が集中する傾向があり、引き続き、これらの時期も特に警戒が必要な時期になります。

このリーフレットでは令和2年度に実際に奥能登地域で発生した災害の事例を中心に掲載していますので、実際に発生した災害を見ながら、林業作業の安全について改めて考えていただき、日頃の安全作業に役立てていただければ幸いです。

労働災害事例①

【発生年月】 R2. 5. 19

【起因物】 チェーンソー

【災害の型】 切れ、こすれ

【概要】 灌木除去作業中にチェーンソーの刃が外れ右大腿に当たったもの。
作業中に雨が降ってきて雨具を着用する際にチャップスを装着し忘れたもの。



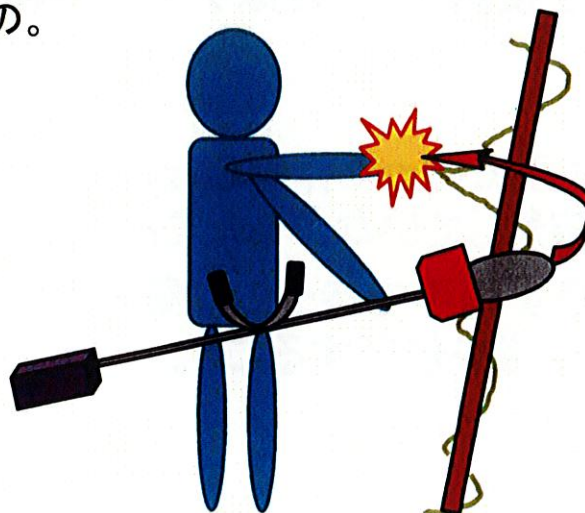
労働災害事例②

【発生年月】 R2. 5. 27

【起因物】 刈払い機

【災害の型】 切れ、こすれ

【概要】 ツルが絡んだ雑木を払おうとして刈払い機で除伐しようとしたが倒れず、左手でツルをつかみ、右手で刈払い機のパイプを持ってツルを切断しようとして、誤って左手指に刈払い機の刃が当たったもの。



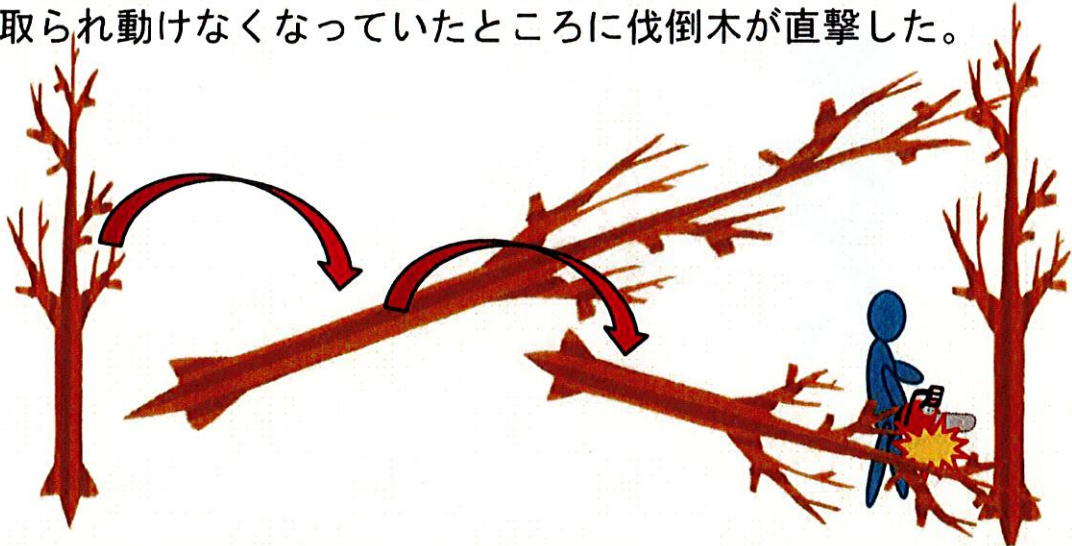
労働災害事例③

【発生年月】 R3. 1. 22

【起因物】 伐倒木

【災害の型】 崩壊・倒壊

【概要】 斜度25度の斜面でスギを伐倒していた。残雪が40cmほどあり、スノーシューを装着していた。伐倒木が先に伐倒した木に当たり回転して退避場所に向かって倒れたため更に退避しようとしたが、雪に足を取られ動けなくなっていたところに伐倒木が直撃した。



原因と対策

事例1

原因:チェーンソーの整備不良。

チャップスを着用していなかったこと。

対策:使用する前にチェーンソーの点検を行い整備する。

チェーンソーを使用するときはチャップスを必ず着用する。

事例2

原因:刈払い機を片手で持って作業したこと。

保護手袋を装着していなかったこと。

対策:刈払い機は必ず両手で持って作業すること。

防振・耐切創手袋を着用すること。

原因と対策

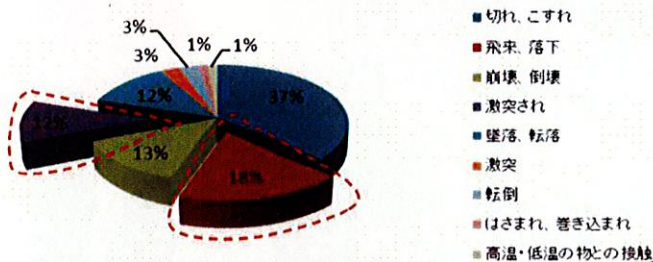
事例3

原因: 先に伐倒した木をそのまま放置していたこと。

対策: 木の伐倒方向に障害物がある場合は伐倒前に取り除くこと。
安全な退路を確保してから伐倒を行うこと。

安全のポイント① 伐倒時の退避を徹底しよう！

県内林業労働災害発生状況(災害の型)



平成20年以降の林業労働災害の3割が伐倒木などとの衝突による災害



労働安全衛生規則

合図による退避の徹底

伐倒者

予備合図

本合図

終了合図

周辺作業者

退避開始

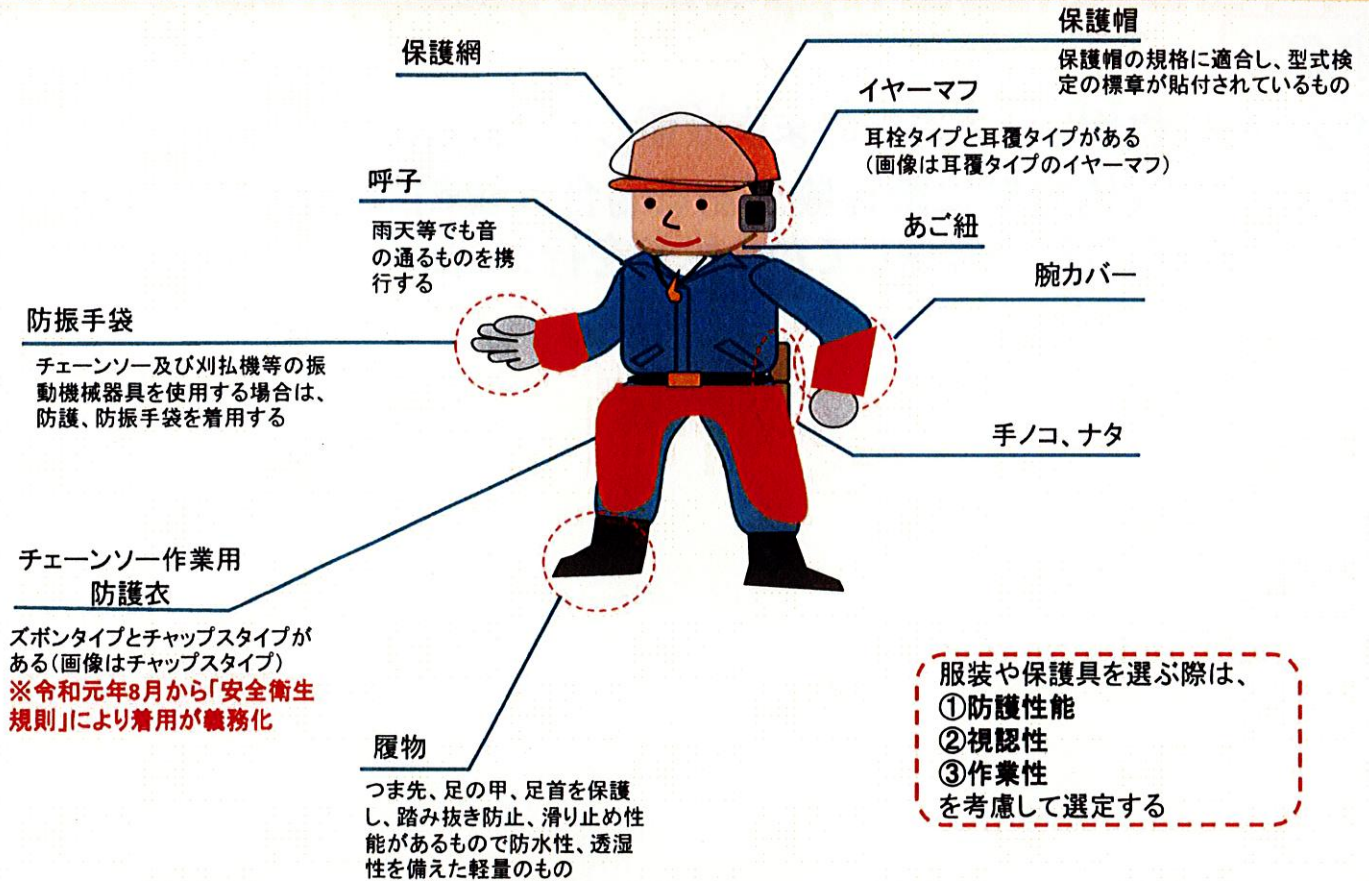
区域内立入禁止

退避解除

伐倒者以外の労働者は立ち入り禁止

伐倒木の衝突を防ぐ一番の対策は十分に離れることです！速やかな退避のため、かん木・枝条等の障害物はあらかじめ取り除きましょう。

安全のポイント② 安全な服装と保護具を着用しよう！



安全のポイント② 安全な服装と保護具を着用しよう！



チャップス型



チェーンソー作業用防護衣の実験



ズボンタイプ

労働安全衛生法・労働安全衛生法施行規則

従来:チェーンソー防護衣の着用は努力義務

改訂:チェーンソー防護衣の着用を義務化

**防護衣の着用は、チェーンソーとの接触から身体を守るために大変重要です！
必ず着用しましょう！！**

ひとこと

チャップスなどの防護衣は、中の繊維がチェーンソーの駆動部分に絡まってチェーンの回転を止める仕組みです。

そのため、洗濯機による脱水や乾燥機による乾燥をすると繊維の偏り・繊維の傷みが生じ、防護衣として機能しなくなることがあります。

製品にもよりますが、チャップスの手入れは、手洗い・自然乾燥が基本ですので、手入れの際には十分に気をつけてください。

安全のポイント③ 熱中症を防止しよう！

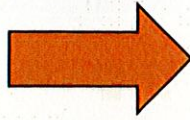
熱中症のピーク

梅雨明け 7月～8月

午後2時から午後4時

作業の初日・2日目

熱中症を防ぐには？



熱中症の症状がでたときは？



①暑さに慣れる期間(順化期間)を設ける

暑熱環境での作業時間は少しずつ伸ばし、7日程かけて体を慣らす。作業中断があった場合は4日目以降から耐性は失われるので、再度順化を行う。

②水分と塩分をこまめに、強制的にとる

水分だけでなく塩分も発汗により失われているため、意識的に摂取する。水分と塩分が同時に摂れるスポーツドリンクや、塩分だけを特に塩飴などで補充する。

喉の渴きとは関係なく、20分おきに150mlほどのペースで定期的に飲む。

※お茶やコーヒーは利尿作用があり、かえって水分を失うため、熱中症対策としては避ける。

③健康状態を維持する

十分な睡眠ときちんとした食事をして健康に気を付ける。風邪、下痢、二日酔いといった体調不良は脱水状態に陥りやすいため危険。

④暑さそのものを退治する

日陰を作る、水を撒く、送風するといった方法で熱にさらされない環境を作ったり、熱中症防止グッズの利用や服装の工夫で暑さを和らげる。



通気性良い生地、襟元開放

首や足の付け根など太い血管を冷やすのが効果的

吸汗・速乾素材

保冷服

冷却用保護具

安全のポイント④ アナフィラキシーショック防止しよう！

アナフィラキシーショック

急性の全身性アレルギー症状により血圧低下や意識障害が発生し、生命に危機のある状態

アナフィラキシーを起こす代表的な蜂



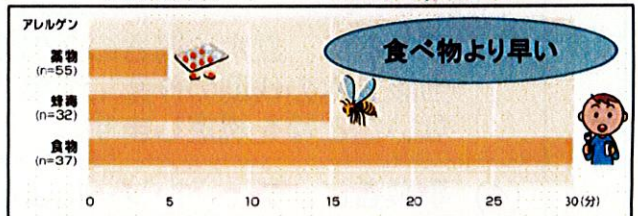
蜂に刺されて症状が現れるまで

約15分

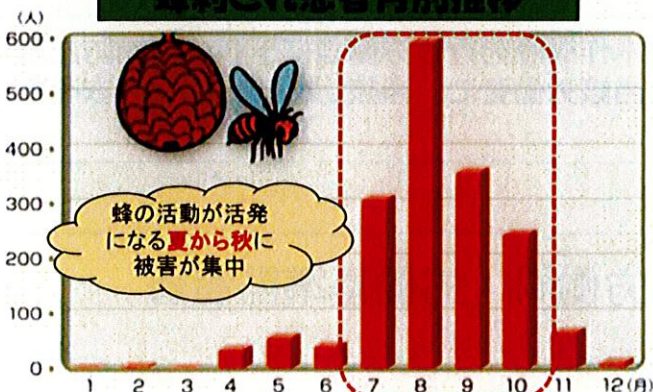
全身症状から心臓停止まで

約15分

※個人差あり



蜂刺され患者月別推移



応急処置

アドレナリン自己注射器の使用

※平成27年10月25日から「林業・木材製造業労働災害防止規程」では携帯が義務化

- ・事前に医師による処方が必要
- ・他人への譲渡は禁止
- ・あくまで応急処置であり、急ぎ医療機関を受診すること



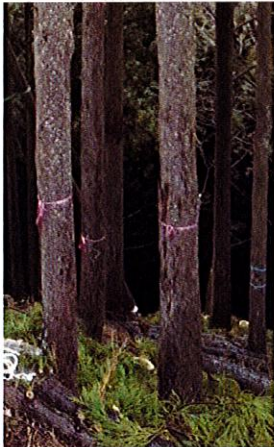
自己注射器

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上の死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。

（安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正）

2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。

（安衛則の改正）

- (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
- (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
- (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
- (4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3. その他の改正を行います。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1. 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

- 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。また、統合後の特別教育の時間数を増やします。既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

【受講を省略できる条件】

- (※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者
- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
 - ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
 - ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(※2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(令和2年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

- (※1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)
- (※2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

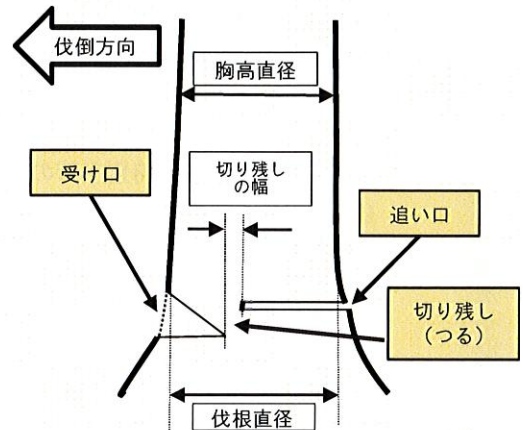
新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講すべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間		
			①	②	③
I 伐木等作業に関する知識					
	伐倒の合図 退避の方法	4時間	/	/	2時間
	伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理				
	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用				
II チェーンソーに関する知識					
	チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法	2時間	/	2時間	/
	チェーンソーの点検及び整備の方法				
	ソーチェーンの目立ての方法				
III 振動障害及びその予防に関する知識					
	振動障害の原因及び症状	2時間	/	2時間	/
	振動障害の予防措置				
IV 関係法令					
	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間	1時間	1時間	1時間
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間		
			①	②	③
V 伐木等の方法					
	造材の方法	5時間	/	/	2時間
	伐木の方法 かかり木の処理の方法				
	下肢の切創防止用保護衣等の着用				
VI チェーンソーの操作					
	基本操作 応用操作	2時間	/	2時間	/
VII チェーンソーの点検及び整備					
	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間	/	2時間	/

2-(1) 伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

- 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。
- 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し(つる)」を確保することを新たに義務付けます。(図1)

(参考) 胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。



(図1) 受け口、追い口等の関係図

2-(2) かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

- かかり木の処理の作業(図2)に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。
- やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。
- 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかっている立木を伐倒」(図3)及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)」(図4)することを禁止します。

<注意> 「かかっている木の元玉切り」(かかった状態のまま元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。)(図5)は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。



(図2) かかり木の処理



(図3) かかっている立木の伐倒



(図4) かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

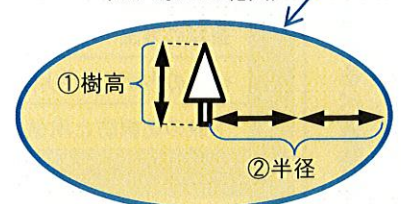


(図5) かかっている木の元玉切り

2-(3) 立入禁止（安衛則第481条）関係

- 従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。
- 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。(図6)

②半径が①樹高の2倍の距離の円
(立入禁止の範囲)



(図6) 立入禁止の範囲

<注意> 立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図によりの確に情報伝達を行い、立入禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

2-(4) 下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

- チェーンソーによる休業4日以上死傷災害の多くが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣（図7）を着用させることを義務付けます。
- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



（図7）下肢の切創防止用保護衣

＜注意1＞（図7）で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのもを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

＜注意2＞チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

3-(1) 車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（安衛則第151条の89、第151条の125、第151条の153）関係

- 伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等により搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加します。

3-(2) 修羅（しゅら）、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほとんど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

施行期日

このリーフレット内容の施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。

（一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020(令和2)年8月1日）

（*）修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

（公布日：2019(平成31)年2月12日）

墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

- 墜落制止用器具(安全帯)に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いていた作業については、墜落制止用器具（一本つりのハーネス型等）を用いることが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

- ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合（フックがかけられない場合など）には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。



さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

伐木作業等の労働災害防止

